

平成13年3月30日

規則第17号

上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年上三川町条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理計画)

第2条 条例第3条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画の告示は、別記様式第1号による。

(大掃除の実施計画)

第3条 条例第5条第2項の規定により、町長が定める大掃除の計画は、別記様式第2号により告示するものとする。

(多量排出の範囲)

第4条 条例第9条の規定による一般廃棄物の種類及び量は、別表のとおりとする。

(手数料の納入通知)

第5条 条例第9条の3の規定による手数料の納入通知書、領収書及び納付済証明書は別記様式第3号によるものとする。

(手数料の減免申請)

第6条 条例第9条の4の規定により手数料の減免を受けようとする者は、別記様式第4号の申請書を町長に提出しなければならない。

(許可申請書)

第7条 条例第10条の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載したものとし、その様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

- (2) 事務所及び事業場の所在地
 - (3) 取り扱う一般廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の別
 - (4) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
 - (5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (6) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (7) 対象区域
 - (8) 処理手数料及びその徴収方法
 - (9) 営業開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - (6) 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類
 - (7) 一般廃棄物の処分先を明らかにする書類
 - (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) その他町長が必要と認める書類

(変更許可申請書)

第8条 条例第10条の2の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載したものとし、その様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 既に受けている許可の年月日及び許可番号

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）

(6) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(7) 変更予定年月日

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。この場合において、同項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と読み替えるものとする。

(標識の表示)

第9条 条例第11条の規定による標識の表示事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名（法人にあっては名称）

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の別

(3) 許可年月日、許可番号及び許可の期限

(4) 許可市町村名

2 条例第11条の規定により許可業者が表示しなければならない標識は、別記様式第7号によるものとする。

(許可証)

第10条 条例第12条第1項の規定による許可証の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(許可証の再交付申請)

第11条 条例第12条第2項の規定による許可証の再交付申請は、別記様式第9号によるものとする。

(変更届)

第12条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、別記様式第10号によるものとする。

2 前項の届出書には、変更の内容及び変更年月日を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(許可証の書換え交付申請)

第13条 許可業者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第11号により許可証の書換えを交付申請しなければならない。

(不許可の通知)

第14条 条例第13条の規定による不許可の通知は、別記様式第12号によるものとする。

(業の休止の届出)

第15条 条例第14条の規定による業の休止の届出は、別記様式第13号によるものとする。

(業の廃止の届出)

第16条 法第7条の2第3項の規定による業の全部又は一部の廃止の届出は、別記様式第14号によるものとする。

(許可証の返納)

第17条 条例第16条の規定による返納の届出は、別記様式第15号によるものとする。

(報告)

第 18 条 許可業者は、毎月の一般廃棄物の業務実績を、し尿の実績にあつては別記様式第 16 号により、ごみの実績にあつては別記様式第 17 号により、町長に報告しなければならない。

(廃棄物指導員の証票)

第 19 条 条例第 21 条の規定による廃棄物指導員の身分を証する証票は、別記様式第 18 号によるものとする。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。